地域経済に関する重点提言

活力ある地域を形成し、地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置を拡充するとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実すること。
- 2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援
- (1) 地域経済を牽引する中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた 金融対策等の支援を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する中小 企業支援事業に対し、財政措置を講じること。
- (2)企業の有する技術・能力や地域資源としての伝統工芸等を活用した取組 については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう人材 育成を含む総合的な支援策を講じること。
- (3) 新たな地域経済の担い手を創出するため、女性や若者等に対する創業促進に資する支援策を拡充するなど、雇用創出に向けた施策を推進すること。
- 3. 観光振興施策に対する支援強化
- (1)観光地としての国際競争力を高めるため、農水産物、自然景観及び歴史 文化財など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支 援を拡充すること。
- (2)すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう環境整備を推進すること。 特に、観光施設等における多言語対応など、訪日外国人旅行者の地方誘 客に資する受入環境整備を推進すること。
 - また、免税制度及びCIQ体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の受入 れ強化など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。
- (3)「住宅宿泊事業法」に基づき、多様な民泊サービスの健全な普及が図られるよう制度設計を行うこと。